

建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト  
【質問に関する回答】

2020.7.29

番号	質問	回答
1	<p>応募資料の資料4で、概算経費を提出とありますが、コンソーシアムを構成する複数の企業が、それぞれ経費が必要となる場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料4は複数企業の必要経費の合算値を記載することになりますか？（この場合、資料4としては個々の企業毎の経費が記載されないと理解しています）</li> <li>あるいは</li> <li>・資料4をそれぞれの企業毎に、それぞれの必要経費を記載することになりますか？（この場合、資料4は必要経費が発生する企業の数だけ作成することになると理解しています）</li> </ul>	<p>資料4に記載する必要経費は、複数企業の合計値を記載下さい。</p>
2	<p>公募要領10. (3)知的財産権の取り扱いで、知的財産権に関して受注者への帰属を希望する知的財産がある場合、応募資料においてその旨明らかにとのことですが、具体的には応募資料のどこに記載すれば宜しいでしょうか？ 提出資料1～4の中で、特段該当する記載欄が見当たらなかった為の確認です。</p>	<p>記載欄は設けておりませんので、資料2や添付資料の本文中または余白に記載下さい。</p>
3	<p>代表企業とマシンコントロールによるICT施工を検討しております。 今回代表企業が落札した現場は護岸工事であり、マシンコントロールの油圧ショベルを活用する対象工種ではありません。 公募にあたり、マシンコントロールの油圧ショベルを活用することで、対面を防ぐ作業の進捗を目指したいと検討しております。</p> <p>選考されなかった場合、マシンコントロールの施工を通常の油圧ショベルでの施工に変更することは可能でしょうか。</p>	<p>本プロジェクトに採択されなかった場合、試行予定現場であった護岸工事については当該工事の仕様に基づき施工してください。</p>

建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト  
【質問に関する回答】

2020. 7. 29

番号	質問	回答
4	<p>今回事業(委託契約)において、「再委託」は認められておりますでしょうか。或いは、事業仕様を(外注では無く)分担して行う事業者は全て国交省様と各々委託契約を取り交わす形態でしょうか。 ※コンソーシアムメンバーの中で、事業仕様(実施計画)を分担して担う場合は、「プライム企業からの再委託契約」或いは「国交省様と(直接)委託契約」が選択肢として存在すると認識しております。</p>	<p>再委託は可能ですが、業務の主たる部分を再委託することはできません。「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務執行管理、手法の決定及び技術的判断等を指します。 また、再委託を行う場合は、予め再委託の相手方、再委託範囲、金額等を書面にて発注者へ提出し承諾を得る必要があります。</p>
5	<p>知財権の取扱いについて、公募要領には「委託経費によらずに得られた知的財産や試行開始前から保有していた知的財産は、受注者に帰属します。」とありますが、具体的方法は定められておりますでしょうか。 ※「技術封印」等タイミング、方法含め契約上に定めはございますでしょうか。</p>	<p>委託経費によらずに得られた知的財産や試行開始前から保有していた知的財産が受注者に帰属することに関して、具体的な取り決めはありませんが、契約後必要に応じて発注者と協議願います。</p>
6	<p>現場試行に際し、ビデオカメラ、パソコン、タブレットなどの機器を購入した場合、これらの機器は、最終的には発注者様(国交省様)の所有となるのでしょうか？ PCやタブレットには、自社既開発のプログラムやアプリケーションが内蔵されますが、この取扱いについてもご教示ください。</p>	<p>原則パソコン等の機器についてはリースでの対応としています。やむを得ず購入する場合は、使用期間分の減価償却費用が支払い対象となり、使用後受注者での所有を基本としています。</p>